

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>119</sup>〕所得税関係

## 源泉徴収制度について

**Q**．報酬や料金を払った際の源泉徴収について教えてください。

**A**．会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士や弁護士等に報酬を支払った場合は、その支払の都度、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税（以下、所得税）を差し引く形で徴収して国に納める義務があります。この義務のある者を源泉徴収義務者と言います。こうして納められた所得税は、支払を受けた者の確定申告や年末調整の際に精算されます。

### （1）源泉徴収義務者

会社や協同組合、学校、官公庁、更には個人や人格の無い社団・財団であっても全て源泉徴収義務者になります。但し、常時2人以下の家事使用人に対してのみ給与を支払っている人や、給与や退職金の支払いが無く、報酬・料金だけを払っている人（例えば給与所得者が確定申告のために税理士に報酬を払う）は源泉徴収する必要はありません。

### （2）対象となる報酬・料金等の範囲

報酬・料金等の範囲は別表の通りで、それを受け取る者が個人か法人かにより異なります。個人か法人かは、支払を受ける者が法人税を納める義務があるか否か、又は定款や規約、日常の活動状況から団体として独立して存在している事が明らかか否かで判断します。

謝礼や研究費、取材費、車代などの名目で支払われていても、実態が報酬・料金等と同じであれば源泉徴収の対象となります。但し、支払者が直接交通機関等へ通常必要な範囲の交通費や宿泊費などを払った場合や、弁護士等に支払う金銭等であっても支払者が国等に対して登記、申請するために本来納付すべき登録免許税や手数料等に充てることが明白な場合は、報酬・料金等を含めなくてもよいことになっています。

また、金銭でなく、物品で支払う場合も報酬・

料金等に含まれます。物品で支払った場合は、原則としてその物品の処分見込価格で評価します。

### （3）源泉徴収の方法

源泉徴収額の計算は原則として次の通りです。

支払額（A）100万円以下  $A \times 10.21\%$

支払額（A）100万円超（A - 100万円） $\times 20.42\%$   
+ 102,100円

支払額には、報酬・手数料等の種類に応じて控除額が定められているものがあり、例えば司法書士等に支払った場合は、同一人に対して1回に支払われる金額から1万円を差し引いて計算します。

支払が確定していても、現実に支払われなければ源泉徴収する必要はありません。徴収した所得税等は原則として支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

### （別表）

#### 源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲

##### 受け取る者が個人の場合

- ・原稿料や講演料など
- ・弁護士、公認会計士、司法書士等への報酬・料金
- ・社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬
- ・プロ野球選手、プロサッカー選手、プロテニスの選手、モデルや外交員などに支払う報酬・料金
- ・芸能人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金
- ・バンケットホステス・コンパニオンやバー、キャバレーのホステスなどに支払う報酬・料金
- ・プロ野球選手の契約金など、役務の提供を約することにより一時的に支払う契約金
- ・広告宣伝の為の賞金や馬主に支払う競馬の賞金

##### 受け取る者が法人の場合

- ・馬主である法人に支払う競馬の賞金

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子  
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）